

令和7年度 第1回 石狩市地域公共交通活性化協議会

日時：令和7年4月24日（木）10:30～

場所：りんくる視聴覚室

次 第

1. 開 会

2. 報 告

（1）新任の方に対する説明

イ. 地域公共交通活性化協議会の目的

ロ. シン・石狩市地域公共交通計画について

（2）地域公共交通計画の進捗状況について

3. 議 題

（1）地域公共交通活性化協議会設置要綱の改正について

（2）地域公共交通活性化協議会事務局規程の新設について

（3）地域公共交通活性化協議会令和7年度予算（案）について

（4）役員を選出について

【配布資料】

- ・石狩市地域公共交通活性化協議会委員名簿
- ・シン・石狩市地域公共交通計画
- ・地域公共交通計画の進捗状況及び今後の予定について
- ・デマンド交通チラシ（市内・通勤）

資料1

4. その他

5. 閉 会

2 報告事項

(1) 新任の方に対する説明

イ. 地域公共交通活性化協議会の目的

→地域公共交通の活性化及び再生に関する協議の場

主に下記の案件について協議を行う。

- | |
|---|
| <p>(1) 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関すること。</p> <p>(2) 乗合輸送の需要に応じた住民の生活交通の在り方に関すること。</p> <p>(3) 旅客の利便増進に関すること。</p> <p>(4) 道路運送法第 79 条の規定に基づき、自家用有償旅客運送（公共交通空白地有償運送に限る。）の登録（道路運送法第 79 条の 6 第 1 項の規定に基づく有効期間の更新及び同法第 79 条の 7 第 1 項の規定に基づく変更更新を含む。）を申請する場合における運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項</p> <p>(5) 道路運送法第 79 条の 12 第 1 項第 4 号の規定による合意の解除に関する事項</p> <p>(6) その他必要事項に関すること。</p> |
|---|

※直近 3 か年の主な協議内容

R4 ~ R6	<ul style="list-style-type: none">・ 地域公共交通確保維持改善事業に係る計画認定申請について・ 地域公共交通確保維持改善事業の自己評価について・ オンデマンド交通による実証運行について・ 石狩市地域公共交通計画について・ 厚田ライフサポート事業における「運送の発着地の追加(拡充)」及び「利用料金の改定」について・ 浜益スクールバスに係る「時刻・経路」変更について・ (仮称) シン・公共交通計画(石狩モビリティ 2030)について・ 自家用有償旅客運送更新登録申請(案)について・ 中央バス路線について・ 市内デマンド型交通事業実運用化に伴う運行エリア等の設定について・ 通勤デマンド型交通実証事業の事業スキーム変更に伴う運行エリア等の変更について・ 浜益区デマンド型事業の事業スキーム変更に伴う運行エリア等の変更について・ 厚田スクールバス事業における路線取り扱い方法の変更について

ロ. シン・石狩市地域公共交通計画について

別冊を参照願います

(2) 地域公共交通計画の進捗状況について

別紙資料1を参照願います。

3 協議事項

議案第1号

地域公共交通活性化協議会設置要綱の改正について

○組織の改正（第3条関係）

新たな任期が始まるにあたり、各法令に基づく選出委員の名称等について所要の修正を行うもの。

また、本協議会の構成員のうち、「札幌地区バス協会の代表」について、先方から本協議会に委員を派遣することが困難である旨の報告を頂いたことから、令和7年度より削除する。

○分科会の設置（新規）

個別具体的な事案について専門的に調査研究を行う際に分科会の設置ができるよう要綱に追加を行うもの。

○会計の設置（新規）

令和7年度より、交通施策に関する国からの補助金の一部が本協議会に入金されることから、役員に監事を設置する。また、協議会に会計を設置し、併せて会計年度を設定するもの

石狩市地域公共交通活性化協議会設置要綱（平成 29 年要綱第 83 号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>石狩市地域公共交通活性化協議会設置要綱</p> <p>（設置）</p> <p>第 1 条 石狩市における地域公共交通の活性化及び再生に関する協議を行うとともに、石狩市内における需要に応じた住民の生活交通の確保及び旅客の利便増進等を図り、さらには過疎地域その他これに類する地域における住民の福祉の向上又は交通不便の解消を図り、公共の福祉の増進を図るため、公共交通空白地有償運送の必要性、これを行う場合における旅客から取受する対価その他公共交通空白地有償運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第 6 条第 1 項及び道路運送法（昭和26年法律第189号）に規定する協議会として、石狩市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>（協議事項）</p> <p>第 2 条 協議会は、次の事項について協議を行う。</p> <p>（1） 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関すること。</p> <p>（2） 乗合輸送の需要に応じた住民の生活交通の在り方に関すること。</p> <p>（3） 旅客の利便増進に関すること。</p> <p>（4） 道路運送法第79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送（公共交通空白地有償運送に限る。）の登録（道路運送法第79条の 6 第 1 項の規定に基づく有効</p>	<p>石狩市地域公共交通活性化協議会設置要綱</p> <p>（設置）</p> <p>第 1 条 石狩市における地域公共交通の活性化及び再生に関する協議を行うとともに、石狩市内における需要に応じた住民の生活交通の確保及び旅客の利便増進等を図り、さらには過疎地域その他これに類する地域における住民の福祉の向上又は交通不便の解消を図り、公共の福祉の増進を図るため、公共交通空白地有償運送の必要性、これを行う場合における旅客から取受する対価その他公共交通空白地有償運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第 6 条第 1 項及び道路運送法（昭和26年法律第189号）に規定する協議会として、石狩市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>（協議事項）</p> <p>第 2 条 協議会は、次の事項について協議を行う。</p> <p>（1） 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関すること。</p> <p>（2） 乗合輸送の需要に応じた住民の生活交通の在り方に関すること。</p> <p>（3） 旅客の利便増進に関すること。</p> <p>（4） 道路運送法第79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送（公共交通空白地有償運送に限る。）の登録（道路運送法第79条の 6 第 1 項の規定に基づく有効</p>

期間の更新及び同法第79条の7第1項の規定に基づく変更更新を含む。)を申請する場合における運送の必要性及び旅客から取受する対価に関する事項←
(5) 道路運送法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項←
(6) その他必要事項に関する事。←
(組織)←

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱した者で構成する。←

- (1) 公共交通事業者等←
- (2) 道路管理者←
- (3) 港湾管理者←
- (4) 公安委員会←
- (5) 地域公共交通の利用者←
- (6) 学識経験者←
- (7) 市職員←
- (8) 札幌運輸支局首席運輸企画専門官(輸送・監査担当)←
- (9) 北海道石狩振興局地域政策部地域政策課長←
- (10) 地域住民の代表 ←
- (11) 札幌地区バス協会の代表←
- (12) 北海道地方交通運輸産業労働組合協議会の代表←
- (13) 札幌地区バス協会の代表←
- (14) その他市長が必要と認める者←
(会長及び副会長)←

第4条 協議会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。←

- 2 会長は、協議会を代表し、会議を主宰する。←
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。←
←
←

期間の更新及び同法第79条の7第1項の規定に基づく変更更新を含む。)を申請する場合における運送の必要性及び旅客から取受する対価に関する事項←
(5) 道路運送法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項←
(6) その他必要事項に関する事。←
(組織)←

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱した者で構成する。←

- (1) 公共交通事業者等←
- (2) 道路管理者←
- (3) 港湾管理者←
- (4) 公安委員会←
- (5) 都道府県警察←
- (6) 学識経験者←
- (7) 市職員←
- (8) 国及び道の関係行政機関←
←
- (9) 地域住民の代表←
- (10) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体←
- (11) 市内において自家用有償旅客運送を行っている特定非営利法人等←
- (12) 市内に居住する者のうちから市長が公募した者←
- (13) その他市長が必要と認める者←
(役員)←

第4条 協議会に会長及び副会長を各1人、監事を2人置き、委員の互選によりこれを定める。←

- 2 会長は、協議会を代表し、会議を主宰する。←
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。←
- 4 監事は、会計を監査する。←

<p>(任期) ←</p> <p>第5条 委員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度の翌々年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員は前任者の残任期間とする。←</p> <p>←</p> <p>(会議) ←</p> <p>第6条 協議会は、会長が招集する。←</p> <p>2 会長は、必要に応じて各種機関又は団体の関係者及び市民から意見を聞く機会を設けることができる。←</p> <p>←</p> <p>←</p> <p>←</p> <p>←</p> <p>(庶務) ←</p> <p>第7条 協議会の庶務は、企画政策部において処理する。←</p> <p>←</p> <p>←</p> <p>←</p> <p>(委任) ←</p> <p>第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。←</p>	<p>(任期) ←</p> <p>第5条 委員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度の翌々年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。←</p> <p>(会議) ←</p> <p>第6条 協議会は、会長が招集する。←</p> <p>2 会長は、必要に応じて各種機関又は団体の関係者及び市民から意見を聞く機会を設けることができる。←</p> <p>(分科会) ←</p> <p>第7条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。←</p> <p>2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。←</p> <p>(庶務) ←</p> <p>第8条 協議会の庶務は、企画政策部において処理する。←</p> <p>(会計) ←</p> <p>第9条 協議会の経費は、会費、寄付金及び補助金等により運営する。←</p> <p>2 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。←</p> <p>(委任) ←</p> <p>第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。←</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。←</p>	

議案第2号

地域公共交通活性化協議会事務局規程の新設について

- 令和7年度より、交通施策に関する国からの補助金の一部が本協議会に入金されることから、予算・決算・会計業務などを行う事務局の規定を新たに設ける。

石狩市地域公共交通活性化協議会庶務規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、石狩市地域公共交通活性化協議会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第8条の規定に基づき、石狩市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の庶務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事務局）

第2条 事務局は、企画政策部企画課交通担当に置く

2 事務局には、事務局長、その他必要な職員を置く。

3 事務局長には、企画政策部長を、事務局次長には企画政策部企画課交通担当課長を、事務局員には、企画政策部企画課交通担当の職員をもって充てる。

（所掌事務）

第3条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

（1）協議会の会議に関すること。

（2）協議会の資料作成に関すること。

（3）協議会の予算・決算の調整及び予算執行に関すること。

（4）前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

（専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

（1）事務局の運営に関すること。

（2）協議会運営に必要な契約の締結に関すること。

（3）物品及び現金の出納に関すること。

（4）前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、石狩市において定められている文書の取扱いの例による。

（公印の取扱い）

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の種類、形状、書体、寸法、用途及び保管責任者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、石狩市において定められている公印の取扱いの例による。

（委任）

第7条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月 日から施行する。

別表（第6条関係）

公印の種類	書体	寸法（ミリメートル）	用途	保管責任者
石狩市地域公共交通活性化協議会会長之印	てん書	24×24	会長名をもって発する文書	事務局長

令和7年度事業予算（案）

（収入の部）

（単位：円）

科 目	前年度予算額	本年度予算額	増 減	摘 要
補 助 金	—	33,801,000	33,801,000	・地域公共交通確保維持改善事業費補助金 30,801 千円 [国] ・地域公共交通調査等事業補助金 1,500 千円 [国] ・石狩市地域公共交通活性化協議会事業補助金 1,500 千円
負 担 金	—	10,000	10,000	石狩市負担金
合 計	—	33,811,000	33,811,000	

（支出の部）

（単位：円）

科 目	前年度予算額	本年度予算額	増 減	摘 要
計 画 策 定 費	—	3,000,000	3,000,000	利便増進計画策定費
補 助 金	—	30,801,000	30,801,000	・新モビリティサービス推進事業費 29,312 千円 [市] ・市有自動車運送事業費 1,489 千円 [市]
事 務 費	—	10,000	10,000	収入印紙代、振込手数料等
合 計	—	33,811,000	33,811,000	

議案第4号

役員を選出について

役 職	団体名	職 名	氏 名
会 長			
副会長			
監 事			
監 事			

(3) その他